

# 嵐山町交流センター(ふれあい・北部・南部)の 利用条件緩和について

生涯学習の促進及び利用者の利便性向上を目的として、新型コロナウイルス感染拡大の影響による嵐山町交流センター(ふれあい・北部・南部)の利用条件を令和3年11月1日より下記のとおり緩和します。

## 1. 対象施設

- ・嵐山町ふれあい交流センター
- ・嵐山町北部交流センター
- ・嵐山町南部交流センター

## 2. 利用対象

どなたでもご利用いただけます。

## 3. 人数制限

各部屋の人数制限は設けません。  
フィジカル・ディスタンスを確保できる範囲でご利用ください。

## 4. 感染防止対策

- (1) 次の各項目に該当する方は各施設への来館及び活動を自粛してください。
  - 来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合(または平熱比1度超過)
  - 息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- (2) 代表者は利用者の氏名及び緊急連絡先の情報を取りまとめて名簿を作成し、個人情報の取扱いに十分注意しながら少なくとも1か月保管してください。名簿の提出は必要ありませんが、場合により提出を求められることがあります。
- (3) 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底してください。
- (4) 接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスなどを活用してください。
- (5) 施設利用中は換気を十分に行い、人との接触を避け、フィジカル・ディスタンスを確保してください。
- (6) 施設利用後は、床のモップかけのほか、使用した机や椅子、ドアの取っ手等の消毒作業を行ってください。
- (7) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置を遵守し、施設管理者の指示に従ってください。

## 5. イベント・講座・公演等の取扱い

別紙「嵐山町交流センターにおけるイベント等の取扱いについて」を参照してください。

## 6. その他

今後の社会状況の変化等により、予告なく緩和内容を見直す場合があります。

令和3年10月21日  
嵐山町教育委員会